

消費者安全法改正等に伴う京都市消費生活条例の改正について

1 条例改正の趣旨

- (1) 消費者安全法（以下「法」）が改正され（平成28年4月1日施行）、消費生活センターを設置する市町村は、「消費生活センターの組織及び運営に関する事項」並びに「消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項」を条例で定めることが義務付けられたため、これらの事項を定めようとするものです。
- (2) 京都市消費生活審議会（以下「審議会」）の部会の設置等及び委員の守秘義務について定めようとするものです。

2 条例改正の概要

(1) 消費生活センターの組織及び運営に関する事項等の規定

法改正に伴い条例で定める事項は、以下に掲げる国が参酌すべき基準として定める事項（消費者安全法施行規則第8条）のとおりとします。

- ア 消費生活センターの名称及び住所、消費生活相談を行う日及び時間を公示すること。
- イ 消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。
- ウ 消費生活相談員資格試験に合格した者を消費生活相談員として配置すること。
- エ 消費生活相談員について、同一の者を再度任用することは排除されないこと。専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。
- オ 消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保すること。
- カ 消費生活相談等により得られた情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

なお、京都市では、これまでからこの参酌基準の内容を十分に満たす運営を行ってきていますので、今回の条例改正に伴う運営の見直し等を行う必要はありません。

(2) 審議会の部会設置等に関する規定

ア 部会の設置等

現在、京都市消費生活条例施行規則で定めている「審議会に部会を置くことができること」及び「部会の決議をもって審議会の決議とすることができること」を定めます。

イ 委員の守秘義務

審議会委員が職務上知り得た秘密を守る義務を定めます。

3 今後の予定

現在開会中の2月市会の審議を経て改正を行い、平成28年4月1日から施行する予定です。